



富山労働局発表
令和元年10月1日(火)

報道関係者 各位

【 照会先 】

富山労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 吉田 宗夫

室長補佐 正満 英喜

電話 076(432)2740

富山労働局職業安定部需給調整事業室

室長 東井 勇一

需給調整指導官 楠木 眞美子

電話 076(432)2718

10月からパート・有期雇用、派遣労働者の均等・均衡待遇に係る 「特別相談窓口」を開設します

令和2年4月1日に、同一労働同一賃金の実現に向けたパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行されます。（中小企業における、パートタイム・有期雇用労働法の施行は令和3年4月1日）

富山労働局（局長 佐藤靖夫）は、この新制度の施行にあたり、労働者および事業主等からの相談に対応するための「特別相談窓口」（無料相談窓口）を開設します。

○ パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に係る「特別相談窓口」

相談窓口 富山労働局 雇用環境・均等室 TEL 076-432-2740

（富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階）

○ 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る「特別相談窓口」

相談窓口 富山労働局 職業安定部 需給調整事業室 TEL 076-432-2718

（富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎6階）

◆受付時間 8時30分～17時15分 ※土日祝を除く

○パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に係る相談内容の例

- ・パートタイム労働者、有期雇用労働者からの「パートタイム・有期労働法」の内容についての相談
- ・勤務先の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の、不合理な待遇差に関する相談 など

○派遣労働者の均等・均衡待遇に係る相談内容の例

- ・「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容が分からない」
- ・「どのように制度導入の手順を進めていくのか分からない」
- ・「派遣先の正社員との待遇差が気になる」
など

※ 相談にあたりまして、事前に電話にて来訪日時をご予約ください。

ご予約がなくてもご来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

《添付資料》

資料1 「特別相談窓口」のご案内リーフレット

資料2 「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」リーフレット

資料3 「改正労働者派遣法の改正点」派遣元事業主向けリーフレット